

資格審査時に必要な書類

※提出していただく書類は、ボールペン又はインクを使用して記入してください。
(消えるボールペンは使用しないでください。)

申込者全員に提出していただく書類

- ① 申込書 (55・56ページ)
- ② 誓約書 (27ページ)
28ページをよくお読みのうえ、ご提出ください。
申込者本人及び同居する者が大阪市営住宅条例を遵守すること、暴力団員でないこと及び市営住宅の未納家賃がないこと等を誓約していただきます。また、必要に応じ、暴力団員に該当するか否かについて、警察への照会を行います。趣旨をご理解いただき、記入日・住所を記載のうえ、署名してください。
- ③ 大阪市営住宅入居申込に係る住所等届 (29ページの所定の様式 [49ページ記載例参照])
申込者本人及び同居する者全員を記載のうえ、ご提出ください。なお、申込者と同じ住所の場合は「本人と同じ」にチェックを入れてください。

該当する方に提出していただく書類

※住民票の写し・戸籍謄本(全部事項証明書)・住民税課税証明書等の公的証明書及び給与支払証明書等の収入状況に係る各種証明書は、すべて3か月以内に発行されたものが必要です。

住民税の賦課期日※1 現在の住所が大阪 市外の方

※1「住民税の賦課期日」とは
申込月が1月から5月の場合は前年の1月1日、
6月から12月の場合はその年の1月1日

最新年度の「住民税課税証明書(所得金額及び扶養親族・特別控除記載のもの)」各1通又は「個人番号(マイナンバー)提供書」(31ページ所定の様式[50ページ記載例参照])を提出していただきます。ただし「個人番号(マイナンバー)提供書」をご提出いただいた方で、本市において課税情報が確認できない場合は、「住民税課税証明書(所得金額及び扶養親族・特別控除記載のもの)」の提出を請求します。なお、生活保護(生活扶助)を受けておられる方は生活保護適用証明書を提出された場合、住民税課税証明書の提出は不要です。

※申込書本人及び同居する者で15歳以上(学生・無職も含む。中学生は除く)の方は、所得の有無にかかわらず必要です。

(注) 2月から5月の時期(前年の収入を証する住民税課税証明書が発行されていない時期)に資格審査を受けられる場合は、別途次の書類が必要です。
<給与所得のみの方>
源泉徴収票原本(前年1月から12月分の所得記載のもので原則として事業所印のあるもの)
<事業所得等の方>※申込みが確定申告の受付開始日以前の場合は大阪市営住宅募集センター募集担当までお問い合わせください。
確定申告書(控)(前年1月から12月分の所得記載のもので税務署の受付が確認できるもの)
<年金所得の方>(遺族年金・障がい年金等非課税の年金を除く)
日本年金機構等発行の源泉徴収票原本(前年1月から12月分の年金受給金額記載のもの)

前年1月2日以降 に就職・開業・転 職された方

給与支払証明書(33ページの所定の様式で勤務先の証明があるもの)、又は事業所得の収支明細書(35ページの所定の様式)及び開業届(税務署受付印のあるもの)
転職の方は、さらに前勤務先の退職証明書(37ページの所定の様式で前勤務先の証明があるもの)、雇用保険受給資格者証、又は廃業届(税務署受付印のあるもの)
1月から5月の時期に資格審査を受けられる方で、前々年1月1日以降に退職・廃業・転職した方も上記の退職証明等が必要となります。
※給与支払証明書を提出された方は、記載内容について勤務先に確認させていただく場合がありますのであらかじめご了承ください。

前年1月1日以降 に退職・廃業し、そ の後現在まで就職・ 開業していない方

退職証明書(37ページの所定の様式で退職した勤務先の証明があるもの)、雇用保険受給資格者証、又は廃業届(税務署受付印のあるもの)
退職予定で申込みされる方は入居契約日までに退職証明書を提出していただきます。1月から5月の時期に資格審査を受けられる方で、前々年1月1日以降に退職・廃業し、その後現在まで就職・開業していない方も上記の退職証明等が必要となります。

(裏面もご確認ください。)

前年1月以降に
年金を受け始めた方、
年金額に変更がある方

生活保護(生活扶助)を
受けておられる方

特別控除を受けようとする方

現在婚約中の方

配偶者のいない方
(入居者全員。但し、
婚姻できない年齢の
方を除く。)

単身で申込み
される方
(8ページ②(ア)~(ロ)に
該当する方)

呼び寄せ家族のある方

遠隔地扶養親族の
ある方

大阪市
ファミリーシップ
制度に基づく証明
を受けた方が入居
する場合

車いす常用者向特別設計
住宅に申込みされる方

その他、本市が指定する書類

※資格審査時に提出していただいた書類は返却できませんので、あらかじめご了承ください。
※27~45ページの様式見本及び47ページの障がい状況届については、必要に応じてコピーするなどしてお使いください。

日本年金機構等発行の改定通知書もしくは裁定通知書

生活保護適用証明書(各区役所保健福祉課(福祉業務担当)発行)

障がい者手帳等、特別控除を証明する書類

婚約証明書(39ページの所定の様式で媒酌人等の証明があるもの)、又は式場の予約証明書
※入居契約日までに婚姻を証明する書類(婚姻届受理証明書等)を提出していただきます。

戸籍謄本(全部事項証明書)等
※児童扶養手当を受給されている場合は、「児童扶養手当証書」も証明になります。
更新中の方は「児童扶養手当受給証明願」が証明になります。(その場合は備考欄に対象の児童数の記入を受けてください。)

- ①60歳未満の場合は単身者の申込資格(8ページの②参照)を証明する書類
- ②単身者入居に関する自活状況申立書(43・44ページの所定の様式)
※精神障がいがある方は、単身者入居に関する自活状況申立書に加え、「単身生活に関する調査票(45ページの所定の様式)」をご提出いただくとともに、常時の相談対応や緊急時における医療機関等への連絡等の必要な支援を受けることができ、かつ単身で自活できることについて、大阪市こころの健康センターの認定を受けられることが必要となる場合があります。
※知的障がいがある方は、単身者入居に関する自活状況申立書に加え、常時の相談対応や緊急時における医療機関等への連絡等の必要な支援を受けることができ、かつ単身で自活できることについて、大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課の認定を受けられることが必要となります。

戸籍謄本(全部事項証明書)等
※申込者との続柄が確認できるもの
遠隔地扶養親族の氏名、生年月日等が確認できる各種健康保険被保険者証^(注)(国民健康保険を除く)、前年分源泉徴収票、又は前年分確定申告書(控)(税務署の受付が確認できるもの)等
(注)令和2年10月からの健康保険関係法令の改正に伴い、個人情報保護の観点から、各種健康保険被保険者証のコピーを提出する際は、コピーをした後に、保険者番号及び被保険者等記号・番号の3か所について、マスクング(黒塗り)のうえご提出ください。

- ①ファミリーシップ宣誓書受領証又は受領印のあるファミリーシップ宣誓書の副本
- ②戸籍謄本(全部事項証明書)等
- ③大阪市ファミリーシップ制度に係る本市保有情報の確認に係る同意書
※同意書の様式につきましては、別途ご案内いたします。
※宣誓書受領証及び宣誓書の表面部分の氏名欄に通称を用いている場合は、受領印のあるファミリーシップ宣誓書の正本(裏面も含む)を提出してください。

身体障がい者手帳及び車いすを住宅内でも常用する必要がある旨の診断書等